

かごしまジェンダー平等推進プロジェクト事業（県民の気運醸成のための戦略的広報）企画・運營業務委託企画コンペ実施要領

1 委託業務の内容

別紙「かごしまジェンダー平等推進プロジェクト事業（県民の気運醸成のための戦略的広報）企画・運營業務委託仕様書」のとおり。

2 参加要件

次に掲げる項目のうち(1)から(9)を全て満たす者とする。ただし、複数の者が共同して参加する場合は、すべての構成員が次の(1)から(6)を満たし、いずれかの構成員が(7)から(8)を満たすとともに(9)を確認できることを要件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 鹿児島県から指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 23 年生文第 197 号）第 3 条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。
- (5) 都道府県税，消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 特定非営利活動法人にあっては，特定非営利活動促進法第 29 条に定める事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- (7) 鹿児島県内に本社（本店）又は営業所が所在する者であること。
- (8) 企画・運営スタッフが県男女共同参画基礎講座（県男女共同参画センター主催）等を受講するなど，ジェンダー平等の視点を持っていること。
- (9) 複数の者が共同して企画提案する場合は，いずれか一者を代表と定め，他の構成員からの委任状等の書面により，企画提案から契約，代金の請求・受領等，本契約に係る一切の権限を委任されていることが確認できること。

3 説明会について

- (1) 日時
令和 4 年 6 月 27 日（月）10:00 から 10:30 まで
- (2) 場所
県庁行政庁舎 4 階 4-総-1 会議室
- (3) 申込方法
別紙「参加申込書」に必要事項を明記の上，6 月 24 日（金）17:00 までに F A X 又はメールにて申し込むこと。
メールアドレス harmony@pref.kagoshima.lg.jp
F A X 099-286-5541
- (4) その他

県の「役務の提供等の業務に関する競争入札参加資格者名簿」に掲載され掲載されていない場合は，説明会当日に 4 (3)ウ誓約書・役員等名簿（様式 3）を提出すること。

4 応募書類の提出について

(1) 提出期限

令和4年7月7日（木）17時まで

(2) 提出方法

次の書類を提出先まで郵送又は持参すること。

なお、持参の場合の受付時間は、閉庁日を除く9時から17時までとする。

また、FAX及びメールでの応募は受け付けない。

(3) 応募書類

ア 応募申込書（様式1）

イ 法人等調書（様式2）

ウ 誓約書・役員等名簿（様式3）※両面印刷とする。

県の「役務の提供等の業務に関する競争入札参加資格者名簿」に掲載されている場合は、提出を省略することができる。当該名簿に掲載されていない場合は、3の説明会当日に提出すること。

エ 類似業務実績（様式4）

オ 企画書（様式任意）

企画書の規格はA4版又はA3版の折込みとする。

カ 実施体制（様式任意）

当業務を実施するに当たっての人的体制（責任者及び担当者の氏名、役職、経験年数、業務分担内容等）を示す。

キ 経費積算書（様式任意）

経費の総額及び内訳が分かるものとする。

ク 県税の納税証明書

県税に未納がないことを証明するもので、県地域振興局・支庁県税課（鹿児島地域振興局は、県税管理課）で発行。

(4) 提出先

鹿児島県青少年男女共同参画課男女共同参画室

(5) 提出部数

7部（正本1部、副本6部）

副本については、(3)応募書類エ～キとする。

5 企画コンペ、審査会の開催について

応募のあった企画提案については、鹿児島県が別途設置する企画選定委員会において、応募者によるプレゼンテーションを行う。企画選定委員会は、提出書類及びプレゼンテーションをもとに審査を行い、最も優れた企画を提案した応募者を委託先の候補者とする。ただし、6者以上の応募があった場合は、書類審査（一次審査）を実施する。

(1) 日時

令和4年7月15日（金）予定（詳細は応募者に別途通知する。）

(2) 場所

県庁行政庁舎4階 4-総-1会議室

(3) 説明時間等

説明時間15分以内。説明終了後、10分程度の質疑応答を実施する。

(4) 審査基準

審査基準については、次の各号に合致するものとし、審査に際し、鹿児島県が別に定めることとする。

ア 事業の目的、内容に沿った企画提案である

イ 実施体制などを含めて、業務遂行が確実なものである

ウ 必要経費などが適正に計上されている

(5) その他

プレゼンテーションで、パソコンを使用する場合は、応募者が用意すること（大型ディスプレイは、県が準備する）。

6 審査結果の通知

審査結果は、すべての応募者に対して文書で通知する。なお、審査結果についての異議申立ては、受け付けない。

7 受託上の留意事項

(1) 一括再委託の禁止

事業を実施する際、全部を一括して第三者に委託することはできない。

(2) 財産取得の制限

本事業の委託費によって、備品等の財産を取得することは原則として認められない。受託者がやむを得ず取得を必要とする場合は、委託者と協議するものとする。

8 業務委託契約の締結

業務委託契約の締結に当たっては、応募書類の内容をそのまま実施することを確約するものではない。したがって、委託先の候補者と鹿児島県は、応募書類の内容をもとに、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議、調整（以下「協議等」という。）を行うこととする。

この協議等が整ったときに、業務委託契約を締結するが、協議等が整わなかったときは、企画選定委員会において次点とされた者と、改めて協議等を行うものとする。

9 スケジュール（予定）

令和4年6月17日（金）	県ホームページでの公募開始
令和4年6月24日（金）17時	説明会参加申込期限
令和4年6月27日（月）	説明会
令和4年7月7日（木）17時	応募書類の提出期限
令和4年7月15日（金）	企画コンペ、審査会
令和4年7月下旬	委託業者決定、契約
令和4年7月～令和5年3月	事業実施

10 その他

- (1) 応募書類の作成等、応募に係る一切の費用は応募者の負担とする。
- (2) 提出された全ての書類等は返却しない。
- (3) 提出された応募書類、審査基準、審査経過については公表しない。
- (4) 企画提案内容に、特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利が含まれる場合、その使用に関する全ての責任は、応募者が負うものとする。
- (5) 企画書による提案内容及び本契約により制作された制作物の著作権は鹿児島県に帰属する。

11 問合せ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県総務部男女共同参画局
青少年男女共同参画課男女共同参画室
TEL 099-286-2634 FAX 099-286-5541
E-mail harmony@pref.kagoshima.lg.jp